

令和3年度事業計画(案)

I 目的

自治の精神に基づき、鳥取市自治連合会に結集する会員相互の連絡・調整及び協調を図るとともに、安心・安全な住みよいまちの実現を目指した協働のまちづくりを推進し、あわせて鳥取市の振興発展に寄与することを目的とする。

II 推進方針

事業の推進に当たっては、地区会・町内会の主体性を尊重しつつ、民主的・効率的な組織運営に努め、地域コミュニティが推進する協働のまちづくりを支援する。

III 事業計画

基本計画	実施計画	時期
1. 会員相互の連絡調整	(1) 各種会議を開催して、会員相互間の連絡調整に努め、円滑な事業の運営を図る。 ①総会 (年1回) ②地区会長会 (年6回) ③役員会 (随時) ④正副会長会 (随時) ⑤委員会 (随時)	年間 5月 偶数月
	(2) 町内会(区)長名簿を作成する。	6月
2. 参画と協働のまちづくりの推進	(1) 市政運営へ積極的に参画する。 ①地方自治法に規定する各種審議会等に主体的かつ積極的に参画し、住民自治の実現に努める。(審議会等約27) ②審議会等の委員は、鳥取市からの要請に基づき、組織の正副会長・監事及び地区会長等の中から適任者を推薦する。	年間
	(2) 各種団体等と連携して諸活動を推進する。 [組織数約38、主要なものは次のとおり] ①鳥取市交通安全対策協議会 ②鳥取市市民運動推進協議会 ③鳥取市人権教育協議会 ④鳥取市社会福祉協議会 ⑤募金(日赤社資・共同募金等)団体 ⑥鳥取市明るい選挙推進協議会 ⑦鳥取市しゃんしゃん祭振興会 ⑧鳥取地区防犯協議会	年間
	(3) 地域活性化の支援 ①講演会、研修会等の取り組み推進	年間

基本計画	実施計画	時期
3. 組織の拡充と活動の強化	(1) 地域コミュニティへの活動費を助成する。 ①地区会及び町内会の組織強化と活動の活性化を図るため、活動費を交付する。 ②活動費の交付基準は別に定める。 ③活動費の財源は、鳥取市からの補助金を充当する。	6 月
	(2) 町内会等への加入を促進する。 ①平成28年度策定した活動プランに基づき、地区会が主体的に加入勧奨の取り組みを推進する。	年 間
	②市報に町内会等への加入を呼びかける記事を掲載する。	4 月
	③「町内会長活動の手引き」・「町内会への加入のご案内」等を活用した加入促進。	年 間
	④平成30年9月28日に締結した、自治会への加入促進に関する3者協定に基づき、鳥取県宅地建物取引業協会東部支部・鳥取市と連携を図る。 ・集合住宅・一戸建住宅未加入世帯への加入促進。 ・分譲マンション入居者による町内会結成の働き方の研究。	年 間
	⑤町内会未結成区域の解消及び、地区会への未加入町内会に対する加入勧奨。	
	(3) 男女が共に支えあう町内会の運営を目指す。 ①町内会長等の研修を実施し、一層の資質の向上を図る。	12 月
	②町内会運営への女性の参画を促進する。	年 間
	(4) 地域自主防災体制を充実・強化する。 鳥取市自主防災連合会と連携して、地区・町区自主防災組織の拡充を図る。	年 間
	(5) 住民自治意識の高揚を図る。 研修会の開催・広報紙の発行及び協働のまちづくりの取り組み等の充実促進。	年 間
(6) 広報活動の充実 ①広報紙「自治連だより」の、定期発行を行う。 ②「鳥取市自治連合会ホームページ」による情報発信を行う。	年2回 年 間	

基本計画	実施計画	時期
4. 調査・研究活動を通じた組織強化	<p>(1) 委員会による調査研究活動を推進する。 組織が抱える諸課題の解決方策を調査研究して活力ある組織運営に資するため、次の委員会を常設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務委員会 ・広報委員会 <p>(2) 先進地研修視察を実施する。 自治会活動等の先進地を研修視察して組織活動等の改善向上を図る。</p> <p>(3) 広域組織との連携を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①鳥取県自治会連合会活動に参加して、広域的な自治活動の推進に努める。 ②全国自治会連合会の事業に協力する。 ③中四国自治会連絡協議会の事業に協力する。 	<p>年間</p> <p>6 月</p> <p>年間</p> <p>2 月</p>
5. 姉妹交流による組織力の充実	<p>三市自治組織姉妹交流会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①姫路市連合自治会及び岡山市連合町内会との姉妹交流を継続実施する。 ②令和3年度は本会が交流会を主催して、共同研修を実施する。 	<p>年間</p> <p>9 月</p>
6. 地区要望の提出	<p>住民の要望を適切に行政へ反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身近な生活環境等の改善要望を取りまとめて市へ提出する。 	<p>9 月</p>
7. 感謝状の贈呈	<p>永年勤続功労者への謝意表明</p> <p>鳥取市自治連合会感謝状贈呈内規及び鳥取市長感謝状贈呈基準に基づき、永年勤続の地区会長、町内会(区)長へ感謝状を贈呈する。</p>	<p>5 月</p>

常設委員会と職務内容

委員会名		担 務	職 務 内 容
総務委員会	総務部会		・ 鳥取市自治連合会の組織運営
	加入促進部会		・ 鳥取市自治連合会加入促進事業の実施（継続） ・ 地域支援アドバイザーの配置
広報委員会			・ 広報紙の発行 ・ 鳥取市自治連ホームページの管理運営

※常設委員会の設置は鳥取市自治連合会会則第17条1項により定められている。